

新たな雇用に取り組む県内中小企業者の方へ

県では、特別保証融資制度「選ばれる青森」への挑戦資金において、新たな雇用に取り組む県内中小企業者を最優遇金利により支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する県内中小企業者（創業する者を含む）

- ① 常時使用する従業員（雇用期間の定めがない正社員）を2人（障害者など一定の要件に該当する場合（※1）は1人）以上雇用する計画の事業を行う方
- ② 創業や新商品開発など県が推進する前向きな取組（※2）で、かつ、①に掲げる雇用条件を満たす計画の事業を行う方

【融資実行後原則6ヶ月以内に雇用すること、及び法律上義務づけられている労働保険及び健康保険の加入が条件となります。】

（※1）一定の要件に該当する場合とは、障害者、中高年失業者、新型コロナウイルス感染症関連離職者を正規職員として再雇用する場合又は小規模企業者が雇用する場合が該当します。

（※2）詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内』チラシ、または要綱・取扱要領でご確認ください。

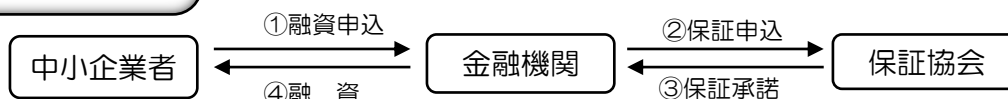
ご融資の条件

- 融資限度額 1億円
- 融資利率 ①年1.1%
②年0.9%（3人以上雇用する場合は年0.7%）
- 融資期間 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

利用後のお約束

- 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時に、県（商工政策課）に対して、すみやかに雇用状況を報告することが義務付けられています。
※雇用開始後すみやかに提出する書類
①常用従業員雇用状況報告書（所定の様式）
②雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
③雇用契約書（又は労働条件通知書）の写し
④直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
⑤雇用枠等の利用者誓約書（所定の様式）
- 万一、雇用の要件を満たさない場合や、雇用状況の報告を怠った場合には、当初の融資利率が変更される（引き上げられる）こととなりますので、ご注意下さい。

融資の手続き



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>